

[illegible]

◎岡山県告示第五百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十七年十一月十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

高梁市川上町領家字下久保六四三、字上久保六四六から六四八まで、六四九の一（次の図に示す部分に限る。）、六五二、字紙屋六五一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1） 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下久保六四三・字上久保六四六・六四九の一・六五二・字紙屋六五一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

（2） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（3） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（4） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十七年十一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

和気郡和気町保曾字宮ノ向一五二七、字宮ノ下向一五二八の一、字下大坂一五二九、一五三〇、字井ノ奥一五三二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び和気町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十七年十一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

真庭市黒杭字ソトワタニ五八七の一、字フカタニツルザカ六〇七の一五

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ソトワタニ五八七の一・字フカタニツルザカ六〇七の一五（以上二筆につい

て次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十七年十一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市下熊谷字水穴二九四四

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十七年十一月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

津山市加茂町原口字大町田八六六の四から八六六の九まで、八六六の一、八六六の一二、八六六の一四から八六六の一六まで、八六六の二二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十七年十一月十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市大佐上刑部字御崎谷北平八八〇の二、八八〇の六、字稗田ヶ峠一〇八二の一、一〇八二の二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十七年十一月十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

真庭市蒜山中福田字仏谷七八の一、字家ノ上八五二の一、八五二の二、八五三、字ブチガナル八五五、八五六、字総林八五七の一、八五七の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字仏谷七八の一・字家ノ上八五二の二・八五三・字総林八五七の一・八五七の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十七年十一月十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

津山市宮部上字田添向一二二四の一、字大陰一二一六、一二一九の一、字石堂一二三四の一、一二三七の二、一二四一の一、一二四一の三から一二四一の五まで、一二四一の七から一二四一の九まで、一二四一の一二、一二四七の一三、一二四八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十七年十一月十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市神郷釜村字江草谷二四〇の三、字トウコ二四五の一から二四五の四まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字江草谷二四〇の三（次の図に示す部分に限る。）、字トウコ二四五の二

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十七年十一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市神郷油野字穴ヶ峠一一三二から一一三四まで、一一五五、字家ノワキ一一三五、一一三六、字上六 一一五四の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〔四四八〕岡山県環境審議会から次のとおり答申があった。

平成二十七年十一月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 諮問年月日

平成二十七年九月十一日

二 答申を受けた年月日

平成二十七年十月十四日

三 諮問及び答申の事項

1 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定による騒音を規制する地域の指定について

2 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定による振動を規制する地域の指定について

3 環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項の規定による地域（騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域）の指定について

四 その他

諮問及び答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室、各県民局及び各地域事務所において閲覧することができる。

〔四四九〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道 路 の 幅 員 （ メ ー ト ル ）	道 路 の 延 長 （ メ ー ト ル ）
岡山県指令備中局 建第二〇一八号 平成二十七年十月 二十九日		浅口市金光町占見一五二五番一	六・〇〇	二六・九〇

〔四五〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年十一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字高木四四六―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央一丁目四―二―シヤンクル―セ二〇三号

吉田 裕子

三 許可番号

岡山県指令建指第二二一号